

指定小型船舶特定係留施設使用許可申請書

平成 年 月 日

指定管理者

株式会社 ひろしま港湾管理センター 様

申請者(使用者)

住所 〒 -

フリガナ

氏名

印

連絡先 ☎ (- -)

携帯番号 (- -)

次のとおり指定小型船舶特定係留施設の使用を許可してください。

使用施設名	五日市プレジャーボートスポット		区画番号		
係留船舶	船名			艇の種類	ボート・ヨット
	船舶検査済票番号			総トン数	
	全長	m		最大幅	m
	船舶所有者	氏名			
		住所			
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 29年 3月 31日まで				
備考					
会社使用欄 [記入不要]	実測船長			実測船幅	
		m			m

- 注 1 申請書には、船舶検査証書・船舶検査手帳・小型船舶登録事項通知書の写しを添付すること。
- 2 住所及び氏名は、法人にあってはその主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の職氏名を記入すること。
- 3 申請者が法人の場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。
- 4 誓約書を作成し添付すること。
- 5 申請者(使用者)と船舶所有者が異なるときは、その理由を備考欄に記入するとともに、申請者がこの申請に係る船舶の使用等をする権限を有することを証明する書類の写しを添付すること。
- 6 申請者と船舶所有者が同一人の場合は、所有者欄には「申請者と同じ。」と記載すること。
- 7 使用許可にあたっての申請船舶の全長および全幅は、当該使用許可申請時の実測長とする。
- 8 使用期間は原則として、平成 29年 3月 31 日までとする。
- ※申請書に記載された個人情報は、使用許可申請の事務処理のために使用するほか、施設の適正な管理を図るために使用します。これらの個人情報を目的以外に利用し、または本人への通知なく第三者に提供することはありません。

誓 約 書

平成 年 月 日

指定管理者

株式会社 ひろしま港湾管理センター 様

今回申請する港湾施設の使用については、広島県港湾施設管理条例、広島県港湾施設管理規則その他広島県及び指定管理者が定める使用基準および使用許可に際して付される条件を遵守します。

また、許可を受けるに当たっては、広島県港湾管理規則第2条の2第1項各号に掲げる基準に該当しないことおよび使用許可申請の内容に虚偽の記載がないことを誓約します。

施設	名称 五日市プレジャーボートスポット	所在 広島市佐伯区五日市町1番地先	係留区画番号	番
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	利用料	1ヶ月	円

申請者 氏名 (法人にあっては、 事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	(フリガナ)	生年月日 (元号はい ずれかを○ してくださ い。)	(元号) 昭和	平成	年 月 日
	印		年	月	
住所	〒 —				
連絡先		携帯番号			
法人管理責任者 (法人で申請の場合)	(フリガナ)	生年月日 (元号はい ずれかを○ してくださ い。)	(元号) 昭和	平成	年 月 日
			年	月	
住所	〒 —				
役職		携帯番号			
※会社使用欄	整理番号	調査年月日	平成 年 月 日		

注 1 太枠内に記入してください。

注 2 次の書類を添付してください。

個人の場合:住民票 法人の場合:登記簿謄本 住民票(法人管理責任者) ※3か月以内に交付されたもの	使用許可申請者が暴力団又は暴力団員に該当する場合には、使用を許可しません。このため審査に必要ですので、現在の住所・氏名・生年月日が確認できる住民票(申請日の3か月以内に交付されたもの)を添付してください。なお、御提出いただいた住民票はこの審査以外の目的には使用しません。
小型船舶操縦免許証, 自動車運転免許証又はパスポート	使用許可申請者の本人確認書類として、顔写真入りの公的証明書の写しを添付してください。なお、御提出いただいた公的証明書は、本人確認以外の目的には使用しません。

注 3 法人所有責任者は、申込艇の管理, 施設使用の手続き及びそれによって生じる権利譲渡の履行に関する権限を有する責任者(役員, 支店長)としてください。

指定管理者
株式会社 ひろしま港湾管理センター 様

承 諾 書

平成 年 月 日

所 有 者

住 所	〒		
氏名(名称)		印	
法人にあつては代表者氏名			
連絡先 (電話番号)	() -		

私（当社（会））の所有にかかる小型船舶について、下記の申請者が、広島港指定小型船舶特定係留施設の使用許可申請をすることに異議ありません。

申 請 者（使用者）

住 所	〒		
氏名(名称)		印	
法人にあつては代表者氏名			
連絡先 (電話番号)	() -		
申請者の使用権限	1 割賦販売契約による 2 リース契約による 3 賃貸借による 4 使用貸借による 5 その他による ()		